

公の施設の指定取消しの理由と手続きについて

公の施設の管理・運営を企業やNPO法人などにも認める指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正に伴い導入されました。一方で指定管理者の経営破たんや管理方法をめぐるトラブル、管理者による不祥事といった問題も相次いでいます。公共施設の管理・運営をめぐる問題は、地域のイメージダウンや行政の信頼失墜にもつながる大きな問題ですが、指定管理者側の社内不祥事を理由に指定を取り消すことはできるのでしょうか。A町総務課長と弁護士のQ&Aを通じて検討してみましょう。

A町総務課長Bさん 当町は公の施設として「道の駅」を有しております。当該施設では、観光案内所や町内の特産物の販売所を併設しておりますが、当該施設の運営については、指定管理者を指定して民間会社に運営を委託しております。

指定管理期間はまだ残っているのですが、指定管理者の会社の代表取締役による社員に対するパワーハラスメント事案が発生し、これがSNSなどを通じて拡散し、町内に広く知れ渡りました。当町が指定管理者に指定した会社の不祥事ということです、これを問題視する問い合わせが

当町にも多く寄せられております。そこで、当町は現在、指定管理を取り消した上で、後任として別の指定管理者を選定することを検討しており、その旨を当該指定管理者にも伝えているところですが、当該指定管理者は、指定管理が取り消された場合にはこれを争うとの意向を示しております。本件は、どのように進めていくのがよいでしょうか。

弁護士 公の施設の指定管理者制度ですが、期間満了になる前に自治体側から指定取消しをする事案も一定数存在しており、近年、これに伴い紛争が生じている例も見受けられます。そこで、本件で検討されている場合に、これは法律上の要件を満たし得るのか、一つひとつ検討していく必要があります。まず、指定取消しの法的根拠となる法文や条文はどのように考えていますか。

Bさん 当町と指定管理者の間で基本協定書を取り交わしており、そのなかで指定取消し事由を具体的に定めています。そのなかに「指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理運営の継続が適当でないと認められるとき」という条項があり、当町の公の施設に関する指定手続に関する条例にも同様の

規定があります（注1）。今回の不祥事はこれに該当するといえるのではないかと考えております。そこで、本件で検討しているのが標準的であり、行政手続条例に従っており、それが標準的であることが該当するといえます。この点に関し、貴町の条例の定めはどのようになっていますか。

弁護士 行政手続条例上、不利益処分の相手方の防衛権行使の機会確保のための意見陳述の手続が必要とされています。この場合は、聴聞手続きが必要とされることは、実体的・内容的には特に問題はないといえるでしょう。

Bさん わかりました。指定取消しに際しては、行政手続条例に沿って慎重に進めています。それでは、条例上は①不利益処分の内容及び根拠法令②不利益処分の原因となる事実③聴聞の期日・場所④聴聞に関する事務を所管する組織の名称等一を書面に記載し、聴聞を行う期日までに相当な期間をおいて通知することに

ております。また、不利益処分の理由を書面で明示することも必要とされています（注2）。

表者から何度か事実上の聞き取りをしており、そのなかで代表者は、社員に対するパワーハラスメントが事実であることを認めています。これらのやりとりをもつて聴聞手続きを実施したとはいえないでしょうか。

弁護士 いえません。聴聞手続きは、その通知の方式や審理の方式が法定されているものであり、これに沿って厳格に行われるべきものです。聴聞の通知に関していえば、条例上は①不利益処分の内容及び根拠法令②不利益処分の原因となる事実③聴聞の期日・場所④聴聞に関する事務を所管する組織の名称等一を書面に記載し、聴聞を行う期日までに相当な期間をおいて通知することに

なっています。また、不利益処分の理由を書面で明示することも必要とされています（注2）。

Bさん わかりました。指定取消しに際しては、行政手続条例に沿って慎重に進めています。それでは、条例上は①不利益処分の内容及び根拠法令②不利益処分の原因となる事実③聴聞の期日・場所④聴聞に関する事務を所管する組織の名称等一を書面に記載し、聴聞を行う期日までに相当な期間をおいて通知することに

なっています。確かに、指定管理者の社内でパワーハラスメント事案が生じた結果、当該会社を指定した貴町に対する町民の信頼が失墜したことを見て、指定管理者に帰責事由があるとの評価は一応可能とは思いますが、本件では指定管理者において管理・運営業務の継続自体ができるなくなっているわけではないようですし、その他、指定管理業務の業務遂行そのものに何か不履行があつたわけではありません。

一般論として、指定管理者が重大な法令違反や不正を行った場合や、刑事事件、その他の不祥事が起きた場合にこれが指定取消事由を構成することは実体的・内容的には特に問題はないといえるでしょう。

弁護士 ご検討している指定取消しは、実体的・内容的にも問題があ

るよう思います。確かに、指定管理者の社内でパワーハラスメント事案が生じた結果、当該会社を指定した貴町に対する町民の信頼が失墜したことを見て、指定管理者に帰責事由があるとの評価は一応可能とは思いますが、本件では指定管理者において管理・運営業務の継続自体ができるなくなっているわけではないようですし、その他、指定管理業務の業務遂行そのものに何か不履行があつたわけではありません。

一般論として、指定管理者が重大な法令違反や不正を行った場合や、

本件の事案において指定取消しをすることは実体的・内容的には特に問題はないといえるでしょう。

Bさん ご検討している指定取消

しは、実体的・内容的にも問題があ

るよう思います。確かに、指定管理者の社内でパワーハラスメント事案が生じた結果、当該会社を指定した貴町に対する町民の信頼が失墜したことを見て、指定管理者に帰責事由があるとの評価は一応可能とは思いますが、本件では指定管理者において管理・運営業務の継続自体ができるなくなっているわけではないようですし、その他、指定管理業務の業務遂行そのものに何か不履行があつたわけではありません。

一般論として、指定管理者が重大な法令違反や不正を行った場合や、

本件の事案において指定取消しをすることは実体的・内容的には特に問題はないといえるでしょう。

弁護士 ご検討している指定取消

しは、実体的・内容的にも問題があ

るよう思います。確かに、指定管理者の社内でパワーハラスメント事案が生じた結果、当該会社を指定した貴町に対する町民の信頼が失墜したことを見て、指定管理者に帰責事由があるとの評価は一応可能とは思いますが、本件では指定管理者において管理・運営業務の継続自体ができるなくなっているわけではないようですし、その他、指定管理業務の業務遂行そのものに何か不履行があつたわけではありません。

一般論として、指定管理者が重大な法令違反や不正を行った場合や、

本件の事案において指定取消しをすることは実体的・内容的には特に問題はないといえるでしょう。

Bさん ご検討している指定取消

しは、実体的・内容的にも問題があ

るよう思います。確かに、指定管理者の社内でパワーハラスメント事案が生じた結果、当該会社を指定した貴町に対する町民の信頼が失墜したことを見て、指定管理者に帰責事由があるとの評価は一応可能とは思いますが、本件では指定管理者において管理・運営業務の継続自体ができるなくなっているわけではないようですし、その他、指定管理業務の業務遂行そのものに何か不履行があつたわけではありません。

一般論として、指定管理者が重大な法令違反や不正を行った場合や、

本件の事案において指定取消しをすることは実体的・内容的には特に問題はないといえるでしょう。

弁護士 ご検討している指定取消

しは、実体的・内容的にも問題があ

るよう思います。確かに、指定管理者の社内でパワーハラスメント事案